

## こんなネット通販広告に注意!

### 【相談事例】

えすえぬえす SNSの広告から、ダイエットサプリメントをお試し価格500円で、1回限りのつもりで購入した。1回限りのはずなのに、2回も3回も商品が送られてくる。しかも、2回目以降は9980円と高額で支払えない。(10代女性)

★「お試し実質無料」

★「初回特別価格」

★「モニター募集」

★「いつでも解約可能」

などと書いている広告に注意!!



### 【アドバイス】

●インターネット通販では、注文する前に販売サイトで契約内容をよく確認しましょう。

2回目から高額になったり、初回の購入のみで解約するときに違約金を請求されたりする場合があります。必ず、購入ボタンを押す前に、契約内容をよく確認しましょう。定期購入の購入回数が決められていないか、支払うことになる総額や解約条件など、契約内容を確認できる画面(最終確認画面)をスクリーンショットで保存しましょう。

●通信販売はクーリングオフができません。

●未成年者が保護者の同意を得ていない契約は、取り消しできる可能性があります。

◆わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

### 相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん